

令和4年第8回東串良町農業委員会  
会議録

日時：令和4年8月25日（木）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

## 令和4年第8回東串良町農業委員会会議録

令和4年8月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和4年8月25日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年8月25日 午前10時58分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数8名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
出席○ 欠席×	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	×		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員		5番	谷口 憲三	6番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 若松 雄一		
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第39号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第40号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第5 議案第43号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開会 午前10時00分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。  
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

内村委員から、欠席届が参っております。上池委員が遅れるという事です。只今の出席者13名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和4年第8回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5番谷口委員と、6番木佐貫委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が1件1筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第1議案第39号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が1件、賃借権が2件であります。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。1ページをお開きください。

所有権の35番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

賃借権の86番、貸人は川東の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に87番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第39号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（豎山）

次に、日程第2議案第40号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。3ページ、および4ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が1件1筆、面積1,035㎡、使用貸借権が1件6筆、面積3,496㎡となっております。総面積は4,531㎡であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第40号農地中間管理事業農用地利用集積計画に

ついて原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件であります。

なお、今回は21番、22番とも現地調査を行っておりますので、順次、報告をお願いします。

まず、21番についての現地調査報告を大村委員をお願いします。

（大村委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和4年8月19日金曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と町永推進委員と事務局の計5人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、肝付町在住の譲受人が農地の贈与を受けるものであり、作付予定作物は水稻となっております。

譲受人は、40年間の農作業の経験をもっており、農業への従事状況及び、保有している農地の面積は農地法第3条の許可基準を上回っており、特に問題はないものと思われます。

農機具に関しても、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台をリースして使用することであり、農業を行う能力は特に問題はないものと思われます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように十分に気をつけることでありましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続いて 22 番についての現地調査報告を谷口委員にお願いします。

(谷口委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 8 月 19 日金曜日に、農地法第 3 条に係る現地調査を、私と松留立美推進委員と事務局の計 5 人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が、農地の贈与を受けるものであり、作付予定作物は甘藷となっております。

譲受人は、10 年間の農作業の経験をもっており、農業への従事状況及び、保有している農地の面積は農地法第 3 条の許可基準を上回っており、特に問題はないものと思われます。

なお譲受人の住所は、鹿屋市となっておりますが、実家が東串良町にあり、そちらを拠点に農業を行うとのことであり、農地からの距離は問題はないものと思われます。

農機具に関しても実家にトラクター 1 台、田植機 1 台が備わっており、農業を行う能力は特に問題はないものと思われます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと思われます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（豎山）

ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（豎山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上を持って日程第 3 第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（豎山）

次に、日程第 4 議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用

許可申請について議題といたします。

今回は賃貸借設定が1件ございます。

なお、農地転用については現地調査を行っておりますので、報告をお願いします。

それでは資料6ページ、〇〇さんからの転用申請について、現地調査報告を谷口委員にお願いします。

(谷口委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和4年8月19日金曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と松留立美推進委員と事務局の計5人で行いました。

なお、関係者としては、〇〇から〇〇さん、農地の貸し主として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のとおりです。

申請地は、農地区分としましては農用地区域外農地に該当し、周囲の農地の広がり具合から第1種農地に相当するものと思われま

す。しかしながら、今回の申請は砂採取を目的としており、期間が1年間と限定されるので不許可の例外である一時転用に該当するものと思われま

す。また、資金に関しては自己資金と砂の売上金で賄う予定であるとのこと

です。面積に関しまして、1筆1213.22㎡であり、周囲の状況等を見ても特に問題はないものと思われま

す。なお、申請人は議案書にあるとおり申請地の隣地からも砂を採取する予定ですが、隣地の地目が農地外であるため、農業委員会では審議しないものであります。

また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長(堅山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」)の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第4議案第42号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第5議案第43号農地あっせん委員の選任について議題といたします。今回は、売買を求める申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

議長（堅山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料7ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、7ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

なお、あっせん委員に選任された委員が、あっせん交渉を行う際には資料備考欄に記載があるとおり、令和5年3月までは〇〇さんが申請地を耕作する予定であることを、相手方に説明することを忘れないようにしてください。

補足になりますが、現在申請地を耕作している〇〇さんには、申請地を購入される予定はないそうです。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。



事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に木佐貫委員と上池委員を指名いたします。委員長は木佐貫委員にお願いしたいと思います。

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 5 議案第 43 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※9月現地調査：20日（火）

定例総会：26日（月）

申請締切：12日（月）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東申良町農業委員会令和 4 年第 8 回定例総会を閉会いたします。